

平成24年度入試小論文試験問題出題の意図

[問題1・出題の意図]

受験生が、推論能力や論理能力等、法学教育に必要となる基礎能力を備えているかをみるものである。

[問題2・出題の意図]

法科大学院制度の元となった先年の司法制度改革の理念は、「事前規制型の行政国家から事後救済型の司法国家へ」ということであり、そこで法曹人口を大幅に増やす必要があり、これからの法律家は受験技術に長けた人だけではなく、多様なバックグラウンドで培った豊かな教養や人間性を持った人（自分の頭で考えることのできる法曹の養成）が求められるという考え方であったとされる。一口に「教養」、「教養教育」といっても、多くの大学人は、それぞれ様々なイメージ、ものさしで考えているようである。他方、現代日本における「教養教育の崩壊」につよい危機感を抱いた大学人らが、日本学術会議の場で真剣に議論し、「日本の展望委員会」が「日本の展望—二十一世紀の教養と教養教育」のテーゼを作成中と伝えられている。

かつて中世以降、西欧では聖職、法律、医療などの専門職業教育の前段階として、直接的には社会に役立たない自由七科（文法・論理・修辞、および天文・算術・幾何・音楽）の習得を課していたとされるが、現代社会は、専門の分化と深化のスピードが速まり、自由七科や古典・歴史・倫理などの教養教育（リベラルアーツ教育）を高等教育の基礎として提供するゆとりを失いつつあるように見える。しかし、そもそも、法曹の資質として欠くべからざるものとされた、豊かな人間性や感受性、幅広い教養、社会や人間関係に対する洞察力などを今、改めて問い直す機運が生まれているようにも見える。そこで、本問題は問題文の筆者が、ドイツ語の **Bildung** をキーワードとして論じており、これを出発点として、受験生に、教養、教養教育とは何か、その本質というものを改めて自分自身に問いかけて、考えてもらうことを企図している。